

令和 6 年度 川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査報告書 【概要版】

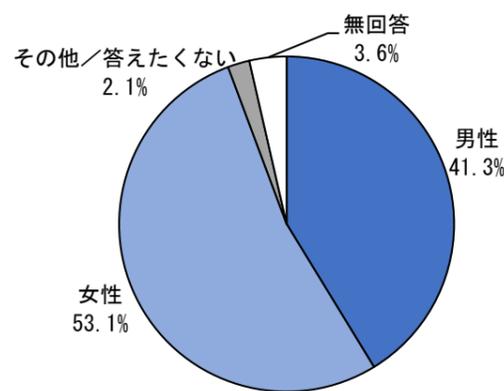
調査の目的

本調査は、市民の文化芸術及び生涯学習に関する意識や具体的活動状況を把握し、今後の支援施策策定のための基礎資料とすることを目的として実施したものです。

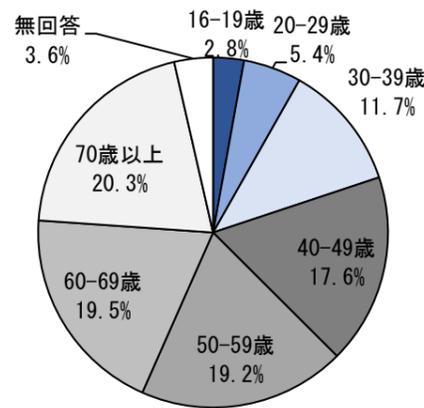
調査の対象

川越市に居住する 16 歳以上の市民の方から、3,000 人の方を無作為に抽出して、アンケート調査票を発送し、950 人から回答をいただきました。
(回収率 31.7%)

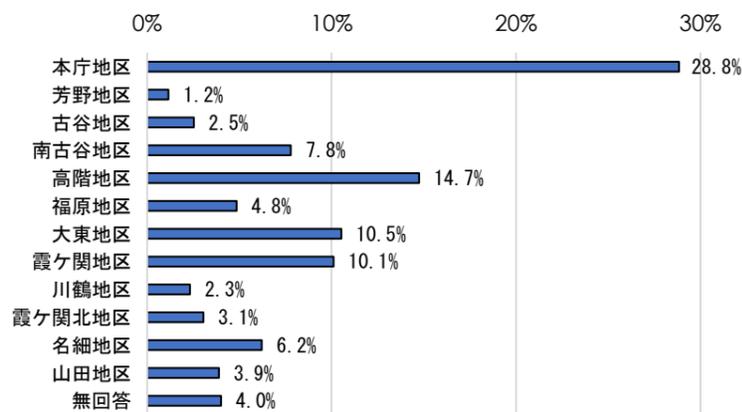
回答者の性別



回答者の年齢

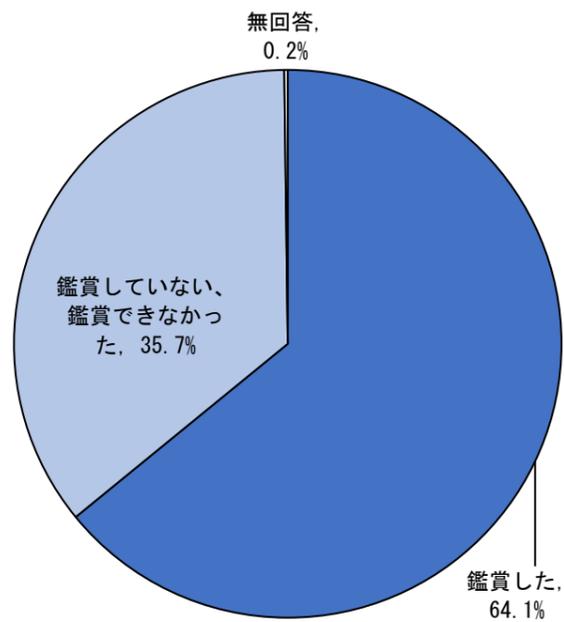


回答者の居住地区



回答者については、女性がやや多く、年齢は、60歳以上の方が約40%でやや年齢の高い方の回答が多くなっています。一方で、39歳以下の方の回答は約20%にとどまっています。
また、居住地区は本庁管内の方が最も多く、30%近くの回答者数になっています。

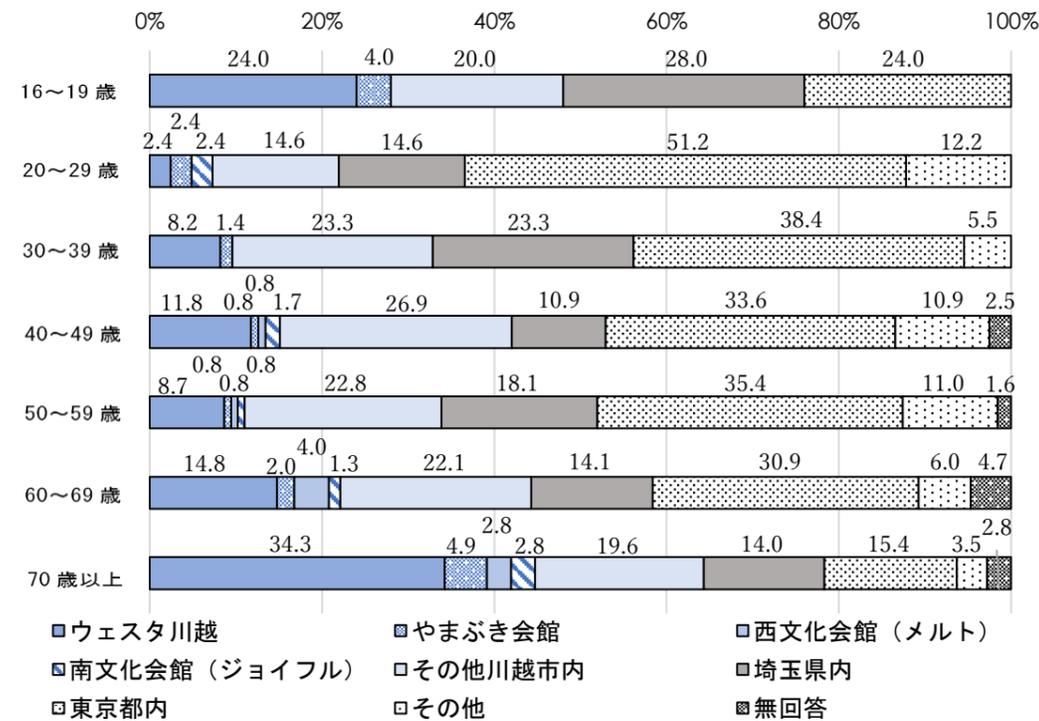
最近 1 年間で公演や展示会等を鑑賞しましたか？



何らかの公演や展示会等を鑑賞したと回答した方が60%を超え、およそ5人に3人が鑑賞していると回答しています。
また、鑑賞した項目については、「映画・映像(36.5%)」や「文化財(30.8%)」、「ポピュラー音楽(20.0%)」などが高い回答となっています。
性別で見ると「鑑賞していない、鑑賞できなかった」と回答した方は、男性で38.8%、女性は33.3%で、男性のほうが「鑑賞していない、鑑賞できなかった」と回答した方が多くなっています。

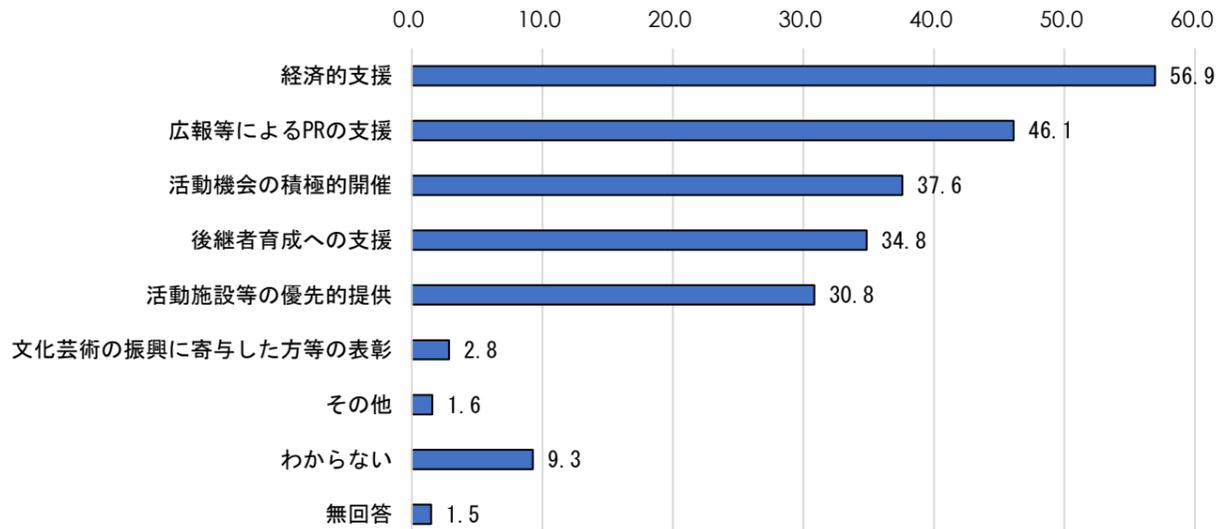
どこで最も多く鑑賞しましたか。

年代別で見ると、70歳以上で「ウエスタ川越」の割合が最も高くなっています。一方、16~19歳では「埼玉県内」が、20~29歳では「東京都内」の割合が最も高くなっています。

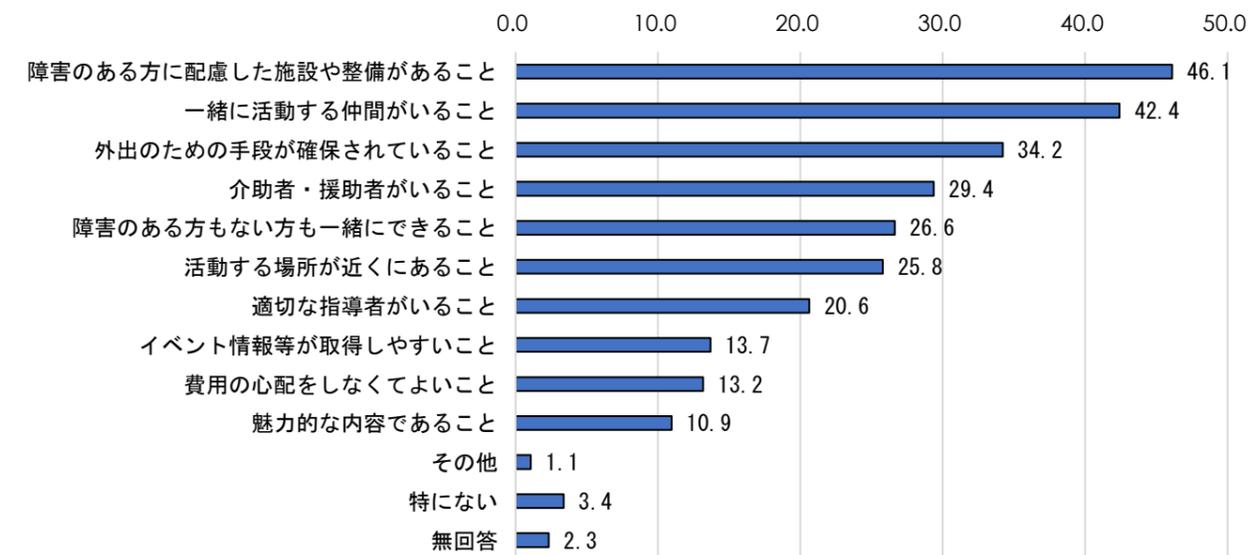


市民の文化活動や市内の芸術家を支援するために効果的なことは？

「経済的支援」(56.9%)が5割半ばと、最も多くなっています。以下「広報等によるPRの支援」(46.1%)、「活動機会の積極的開催」(37.6%)の順となっています。



障害のある方が文化芸術活動をするために効果的なことは？



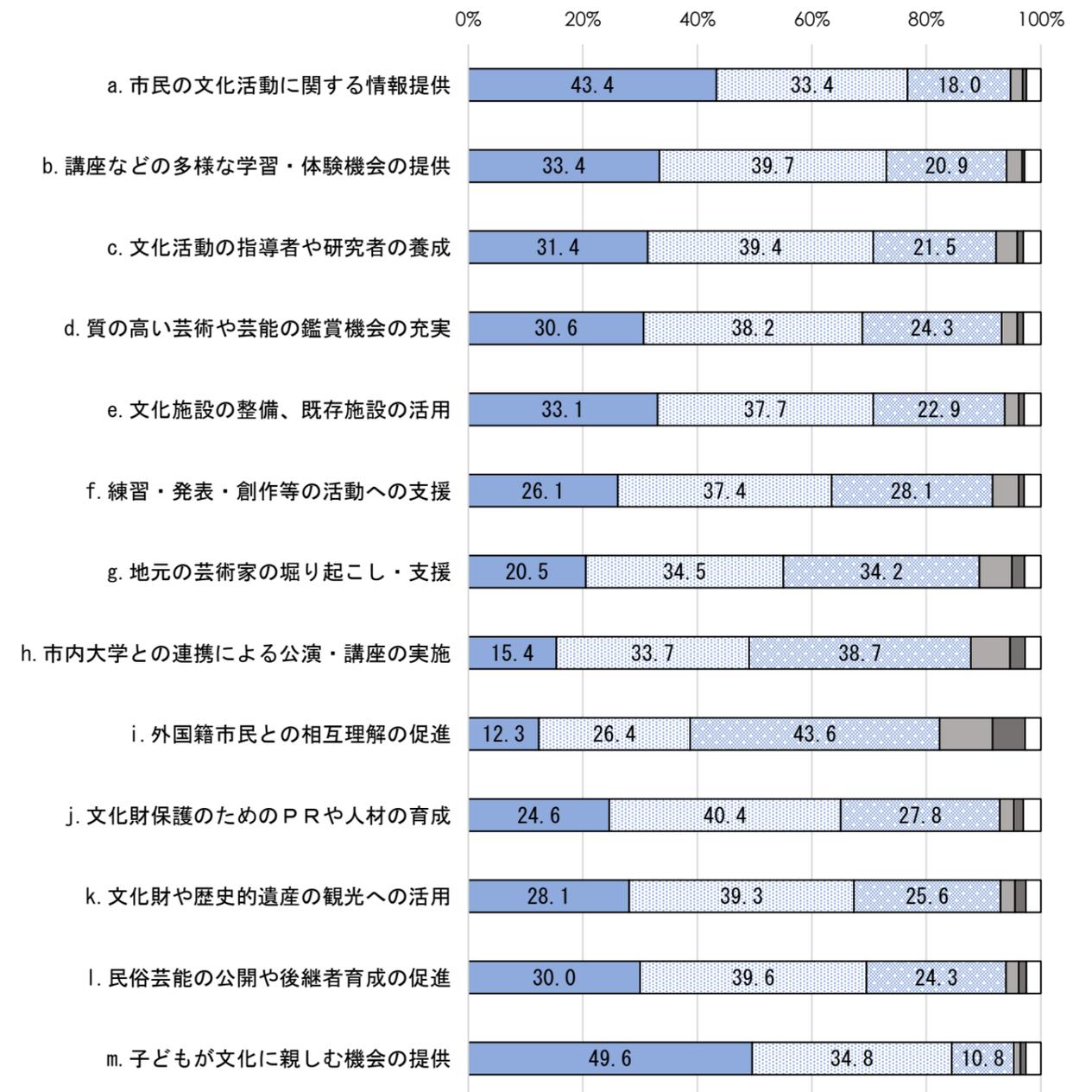
「障害のある方に配慮した施設や整備があること(46.1%)」と「一緒に活動する仲間がいること(42.4%)」が40%を超えています。

次いで、「外出のための手段が確保されていること」(34.2%)と「介助者・援助者がいること」(29.4%)の割合が高くなっています。

年代別で見ると、多くの年代で「障害のある方に配慮した施設や整備があること」が高い割合になっていますが、30～39歳及び70歳以上では「一緒に活動する仲間がいること」が最も高くなっています。

文化活動を活発にするために重要だと思う市の取組は？

重要である □ まあ重要である □ ふつう □ あまり重要でない □ 重要でない □ 無回答



「m.子どもが文化に親しむ機会の提供」で「重要である」(49.6%)と「まあ重要である」(34.8%)を合わせた“重要である”(84.4%)が多く、8割半ばとなっています。

次いで、「a.市民の文化活動に関する情報提供」、「b.講座などの多様な学習・体験機会の提供」が「重要である」と「まあ重要である」を合わせた割合が高くなっています。

第三次川越市文化芸術振興計画 事業点検シート 評価一覧

資料 2

基本目標	施策	細施策	事業番号	担当課の取組	施策評価	担当課評価	担当課
基本目標1 市民等との連携・協働・交流による文化芸術の振興	(施策1) 連携・協働・交流による文化芸術の振興	1 市民や民間団体等との連携・協働・交流による文化芸術の創造	1	文化芸術関係団体との連携・協働事業	B	B	文化芸術振興課
			2	協働の推進(協働事業補助金の交付)		C	地域づくり推進課
		2 「まち」の資源を生かした文化芸術の創造	3	川越市文化芸術によるまちづくり補助金の交付	B	B	文化芸術振興課
			4	協働の推進(協働事業補助金の交付) (再掲・事業番号2)		C	地域づくり推進課
			5	2音大クラシック・コンサートの開催	A	E(事業終了)	文化芸術振興課
		6	川越市大学間連携講座の実施 (再掲・事業番号27)	A		文化芸術振興課	
		3 大学等との連携による文化芸術の振興	7	アーティストバンクの利活用	B	A	文化芸術振興課 (指定管理者)
			8	川越市民文化祭の開催		B	文化芸術振興課
		4 文化芸術活動の発表機会の充実と交流の促進		9	川越市美術展覧会の開催	B	B
	10			川越市文化芸術によるまちづくり補助金の交付 (再掲・事業番号3)	B	B	文化芸術振興課
	(施策2) 文化芸術活動への支援	1 文化芸術活動の支援	11	地区文化祭の開催支援	A	E(事業終了)	文化芸術振興課
			12	人材発掘オーディション開催		B	文化芸術振興課
		2 文化芸術事業を支える人材の育成・発掘	13	川越市文化スポーツ顕彰事業の実施	A	A	文化芸術振興課
			14	ウェスタ川越における提案事業講座の実施	A	A	文化芸術振興課 (指定管理者)
	(施策3) 文化交流の促進	1 文化芸術関係団体の交流の促進	15	川越市総合文化祭の開催	B	B	文化芸術振興課
		2 姉妹・友好都市や様々な地域との文化交流の推進	16	姉妹・友好都市との交流	A	F(評価なし)	国際文化交流課
			17	地域の国際化貢献事業補助金の交付		A	国際文化交流課
	3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術の振興・交流	18	タイ王国水かけ祭りの開催	A	A	国際文化交流課	
	(施策4) 文化財・伝統芸能等の活用	1 文化財・伝統芸能等の活用	19	川越まつり会館における川越まつり囃子の実演	C	B	観光課 (まつり会館)
			20	博物館における民俗芸能の実演		C	博物館
			21	博物館における子ども体験教室の開設		C	博物館
		2 歴史を学ぶ講座・講演会等の実施	22	ウェスタ川越における提案事業講座の実施	A	A	文化芸術振興課 (指定管理者)
			23	市立博物館における講座・教室等の充実		A	博物館
			24	野外博物館教室の開設		D	博物館
			25	地域に関する学習の促進		A	中央公民館
			26	川越シニアカレッジ「ふるさと塾」の実施		A	文化芸術振興課
			27	川越市大学間連携講座の実施		A	文化芸術振興課

基本目標	施策	細施策	事業番号	担当課の取組	施策評価	担当課評価	担当課	
基本目標2 市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくり	(施策5) 子どもたちが文化芸術に親しみやすい機会づくり	1 子どもたちの文化芸術体験の推進	28	ウエスタ川越における提案事業の実施	A	A	文化芸術振興課 (指定管理者)	
			29	文化会館における事業の実施		A	文化芸術振興課 (指定管理者)	
			30	アウトリーチ事業		A	文化芸術振興課	
			31	川越市立小学校バス見学の受入れ		A	美術館	
			32	博物館における子ども体験教室の開設 (再掲・事業番号21)		C	博物館	
			33	児童向け行事		A	中央図書館	
			34	川越市文化芸術かがやき表彰の実施		A	A	文化芸術振興課
	(施策6) 誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくり	1 文化芸術の鑑賞機会の提供	35	ウエスタ川越文化芸術振興施設における事業の実施	A	B	文化芸術振興課 (指定管理者)	
			36	文化会館における自主事業の実施		A	文化芸術振興課 (指定管理者)	
			37	市立美術館の活用促進 (再掲・事業番号57)		A	美術館	
			38	イベントや展示の充実		B	博物館	
		2 障害の有無や年齢にかかわらず誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくり	39	39	誰もが参加できる配慮をした文化芸術事業の実施	B	A	文化芸術振興課
				40	文化芸術情報発信の充実 (再掲・事業番号49)		A	文化芸術振興課
				41	日本語教室の開催		A	国際文化交流課
				42	総合福祉センターで各種講座の実施		B	障害者福祉課
				43	障がい者も参加可能なイベントの実施		C	美術館
		3 多文化共生と国際理解の推進	44	44	シニア芸能大会及び趣味の作品展の実施	B	B	高齢者いきがい課
				45	外国籍市民相談事業の実施		B	国際文化交流課
				46	日本語教室の開催 (再掲・事業番号41)		A	国際文化交流課
				47	国際理解講座等の開講		D	国際文化交流課

基本目標	施策	細施策	事業番号	担当課の取組	施策評価	担当課評価	担当課	
基本目標3 文化芸術に参加しやすい環境づくり	(施策7) 文化芸術情報発信の充実	1 文化芸術に関する情報の収集と発信	48	メール配信サービスの充実	B	B	文化芸術振興課	
			49	文化芸術情報発信の充実		A	文化芸術振興課	
			50	「文化・芸術イベント情報」サイトの充実		A	文化芸術振興課	
			51	文化芸術に関する補助制度を集めたサイトの開設と充実		D	文化芸術振興課	
			52	文化芸術情報発信による活動の支援		B	文化芸術振興課	
	(施策8) 文化芸術活動拠点の充実	1 ウェスタ川越の充実		53	ウェスタ川越の活用促進	A	A	文化芸術振興課 (指定管理者)
				54	ウェスタ川越における提案事業の実施 (再掲・事業番号28)		A	文化芸術振興課 (指定管理者)
		2 文化施設の充実		55	文化施設(やまぎき会館・西文化会館・南文化会館・川越駅東口多目的ホール)の活用推進	A	B	文化芸術振興課 (指定管理者)
				56	ロビーコンサート等の無料イベントの実施		A	文化芸術振興課 (指定管理者)
		3 市立美術館の充実		57	市立美術館の活用促進	A	A	美術館
				58	ギャラリートークの実施		A	美術館
				59	創作室の貸出し		B	美術館
				60	市民ギャラリーの貸出し		A	美術館
				61	教育普及サポートスタッフの充実		A	美術館
62	子ども向けワークショップ事業の実施	A	美術館					

網掛けの担当課取組は
「計画の成果指標」に指定
※市公式webサイトで数値を公表

進捗状況	令和6年度	
	施策評価	担当課評価
A(目標値を達成)	11	33
B(目標値の60%以上)	8	17
C(目標値の40%以上60%未満)	1	6
D(目標値の40%未満)	0	3
E(事業終了)	0	2
F(評価なし)	0	1
項目数	20	62

第四次川越市文化芸術振興計画策定スケジュール（案）

資料 3

	7			8			9			10			11			12			2026.1 (R8年)			2			3																															
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																													
審議会																																																								
	予定日7/29(火) ・委嘱／諮問 ・正副会長選出 ・現行計画進捗報告 ・計画策定方針の提示、検討			予定日8月下旬 ・計画素案の提示、検討			予定日9月下旬 ・計画原案の提示、検討																		予定日2月中旬 ・最終案確認 ・答申案について																															
庁内会議 (庁議・検討委員会)																																																								
	7月中旬予定 ・現行計画進捗報告 ・計画策定方針の提示、検討			8月中旬予定 ・計画素案の提示、検討			9月中旬予定 ・計画原案の提示、検討																		2月上旬予定 ・最終案確認																															
事務局 (文化芸術振興課)	策定方針作成			素案作成			原案作成			原案調整			パブリックコメント			最終案作成																																								
																								答申書提出			計画決定			計画書完成																										

第四次川越市文化芸術振興計画 策定方針（案）

（令和7年6月19日）

I 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

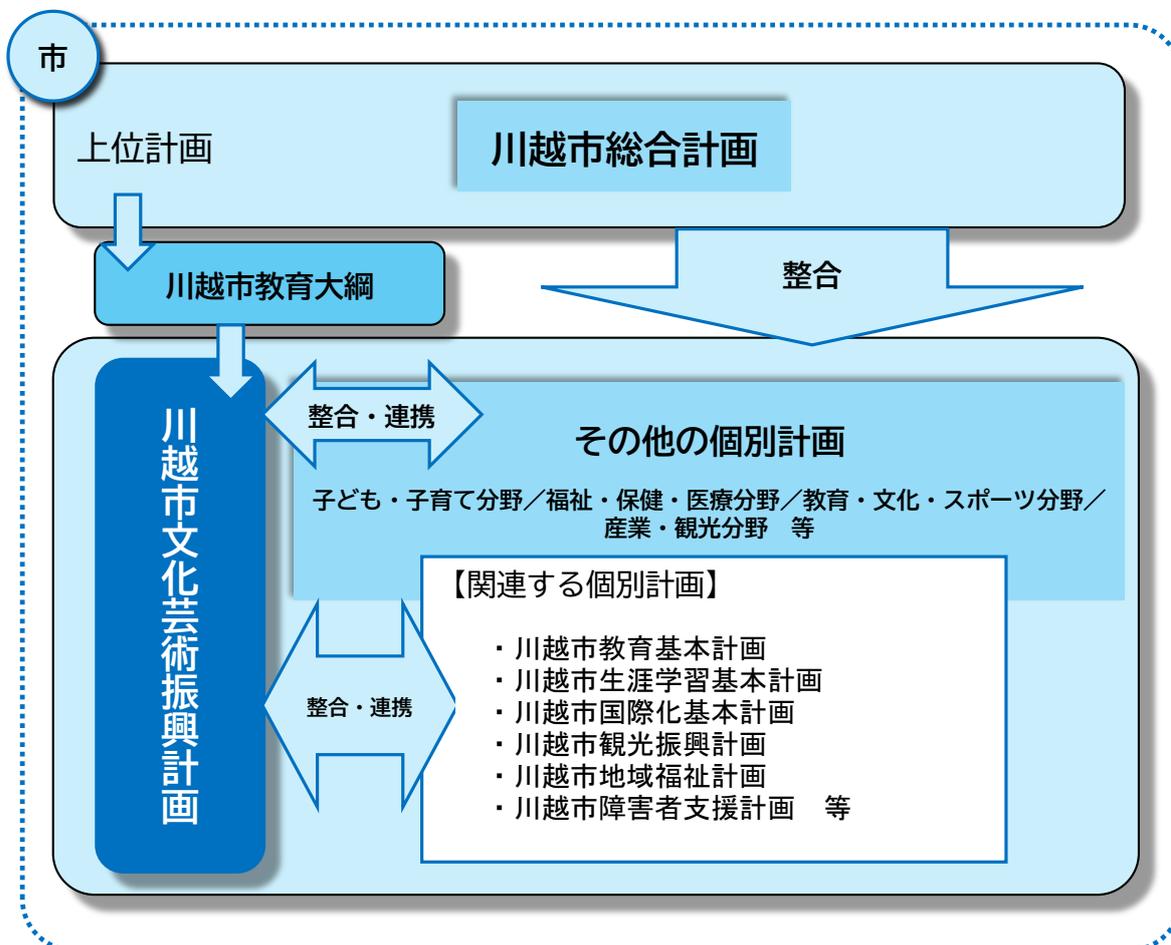
平成13(2001)年12月に施行された「文化芸術振興基本法（現：文化芸術基本法）」では、地方公共団体は、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとされ、本市でも平成23(2011)年3月に最初の文化芸術の振興計画である「川越市文化芸術振興計画」を策定しました。

今般、「第三次川越市文化芸術振興計画」の計画年度が令和7年度で満了となるため、前計画での施策の成果や市民意識調査の結果などを踏まえ、現状や課題を再点検し、今後の本市の新たな文化芸術振興計画として「第四次川越市文化芸術振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の文化芸術振興についての方向性を明らかにし、長期的視野に立ち総合的かつ計画的に施策を推進するための計画です。

また、第五次川越市総合計画及び川越市教育大綱を上位計画とする個別計画として位置づけ、策定にあたっては川越市生涯学習基本計画などの関連計画との整合を図ります。



3 計画期間

令和8年度から令和12年度の5年間とします。

II 現状と課題

1 文化行政を巡る環境

(1) 社会情勢

○SDGs※の取組

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が世界的な動きとなっている。

○人口減少・少子高齢社会の進展

今後、「少子高齢化社会」を迎えると見込まれ、文化芸術の担い手や鑑賞者などの減少により、文化芸術の衰退が懸念される。

※ SDGs…「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際目標のこと。貧困や不平等、格差、気候変動等、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってよりよい生活を送ることができるようにするための17の国際目標が示されている。

(2) 国の動向

○「文化芸術振興基本法」の改正(平成29年6月施行)

「文化芸術基本法」に改称。文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する。

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)

施行に基づき、平成31年3月に文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定。

○「文化財保護法」の一部改正(平成31年4月施行)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題として、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図っている。

○「文化芸術推進基本計画」(第二期)―価値創造と社会・経済の活性化―が令和5年3月24日閣議決定。(計画期間：令和5年度～令和9年度)

第2期基本計画は、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第一期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第一期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間(令和5年度～令和9年度)において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

(3) 埼玉県動向

- 「埼玉県文化芸術振興基本条例」施行。
文化芸術振興の基本理念や県の責務を定める。
- 「第三期埼玉県文化芸術振興計画」では、条例の目的である「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指す。(計画期間：令和3年度～令和7年度)
- 「第四期埼玉県文化芸術振興計画」を策定中。

2 本市の現状と課題

(1) 文化芸術及び生涯学習に関する意識調査

- ・文化芸術の鑑賞者の減少
- ・若者の文化芸術の鑑賞場所は都内が多い
- ・障害者に配慮した施設の整備が必要
- ・文化活動活発化のためには、こどもが文化に親しむ機会の提供が重要
- ・市民の文化活動や市内の芸術活動に対して支援が必要
- ・文化芸術に関する情報の不足

(2) 第三次文化芸術振興計画の評価・分析結果

- ・第三次文化芸術振興計画の進捗状況
- ・文化芸術振興課の取り組み(成果指標)

(3) 今後の課題

- ・短時間でも鑑賞できる公演の実施やオンラインイベント開催等の事業の実施
- ・身近な文化施設(ウェスタ川越、文化会館等)で若者世代にとって魅力的な事業の実施
- ・文化芸術を支える人材の育成
- ・こどもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供
- ・障害者が身近に文化芸術に触れる機会の提供
- ・文化芸術に関する情報発信の更なる充実

Ⅲ 文化芸術振興計画の理念と目標

1 基本理念

基本理念（案）

だれもが、文化芸術を通じて心豊かにふれあえるまち 川越

だれもが	「だれもが」とは、障害の有無、年齢、国籍に関わらずすべての人、及び文化芸術活動の主たる担い手として様々な活動をしている個人、民間団体、事業者及び行政を指します。これらが、それぞれ主体的に活動し、連携・協働・交流することで文化芸術を推進し、まちに魅力と活力を生み出すことを目指します。
文化芸術を通じて心豊かにふれあえるまち	文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を促進させるという社会的な役割を有しています。そのため、文化芸術には、様々な背景を持つ人々が、互いを尊重しながら安心して生活できる持続可能な社会を「創る」役割が期待されています。このよう文化芸術が支える社会を実現させていくことは、市民のウェルビーイング※の向上につながるものと考えられます。

※「ウェルビーイング」とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する包括的な概念

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市の文化芸術振興のための3つの基本目標を設定します。また、各基本目標に連なる施策を提示します。

(1) 市民等との連携・協働・交流による文化芸術の振興

文化芸術によるまちづくりを進めるためには、行政をはじめ、活動の主体となる市民、民間団体、事業者、行政等の連携・協働が不可欠です。連携・協働による既存の事業を継続するとともに、多種多様な分野で活動する団体間の交流・連携を促し、引き続き文化芸術活動の振興を推進します。

(2) 市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

文化芸術は、心豊かな市民生活や活力のある社会の形成にとって重要な意義を持っています。市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくりを図ります。特に、次世代を担う子ども・若者や障害者が身近に文化芸術に触れる機会づくりに努めます。

(3) 文化芸術に参加しやすい環境づくり

市内には、ウェスタ川越や文化会館など、文化芸術活動を行う市民や団体等の発表の場が整備されています。施設規模や立地場所など、それぞれの施設で異なることから、施設の特徴を活かした活動が行えるよう利用促進に努めます。

また、市民意識調査で市民が文化芸術の鑑賞や文化芸術活動ができなかった理由の一つとして文化芸術に関する情報の不足が挙げられていることから、情報発信の強化に努めます。

3 施策の体系

基本目標に連なる施策を体系図の形で説明します。

IV 施策の展開

基本目標（1）市民等との連携・協働・交流による文化芸術活動の振興

施策1 連携・協働・交流による文化芸術の振興

市民、民間団体、事業者、大学等との連携・協働により文化的事業を推進し、交流を図ることで新たな文化芸術の創出を図ります。

施策2 文化芸術を支える人材の育成

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

施策3 文化交流の促進

文化芸術関係団体間の交流の促進や異文化交流を深めることで、それぞれの活動が持つ多様性・特有の価値の再確認を促す契機とし、新たな文化の創造を図ってまいります。

施策4 文化財・伝統芸能等の活用

本市には地域の文化的資源である貴重な文化財や、伝統芸能等が多く残されていることから、これらを活用し、その文化的価値を市民に伝えてまいります。

基本目標（２）市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

施策５ こどもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供

こどもや若者が継続して文化芸術に触れることで、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動への支援を充実させていきます。

施策６ 誰もが文化芸術に触れることができる機会の創出

高齢者や障害者、子育て世代、外国籍市民など、誰もが文化芸術に触れることができる事業の実施や、それらの周知をサポートすることで、文化芸術に関わることのできる機会を創出します。

基本目標（３）文化芸術活動に参加しやすい環境づくり

施策７ 文化芸術情報発信の充実

様々な媒体を通し、文化芸術に係る情報を発信、充実することで、市民等が文化芸術活動に参加しやすい環境をつくります。

施策８ 文化芸術活動拠点の充実

市民等の文化活動の拠点となる施設について、民間団体等と連携して充実を図ることで、市民等が文化芸術活動に参加しやすい環境をつくります。

また、利用者の安心・安全のため、施設の計画的な修繕を実施し長寿命化を図ります。

V 計画の推進

1 計画の推進体制

各種事業を長期的かつ持続的に推進していくために本市では、「川越市文化芸術振興計画検討委員会」において、各施策の実施状況や目標値等について自己評価を行います。

また、市民、民間団体、事業者等と連携し、各施策を実施するとともに、意識調査等を通じて、幅広い市民の意見を得ながら、計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の推進を図るため、定期的に各施策の実施状況の把握や評価を実施し、計画的な進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）サイクルにより、各施策について評価・改善を行います。

3 計画の指標

- ・本計画を効果的かつ着実に実施するための成果指標を設定し表形式で記載します。

資料編

≪資料編掲載予定内容≫

第四次川越市文化芸術振興計画策定経過／川越市文化芸術振興計画審議会条例

第四次川越市文化芸術振興計画審議会 委員名簿

川越市文化芸術振興計画検討委員会設置要綱

文化芸術基本法

【3つの基本目標】

【8つの施策】

【20の細施策】

